



円以内) とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

続いて、当社は、2026年5月20日開催の当社取締役会において、当社の監査等委員である取締役(以下「対象監査等委員」)に対し、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、対象者監査等委員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度(以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰ・Ⅱを併せて「本制度」といいます。)を導入することを決議しております。なお、対象監査等委員が非居住者である場合には、当該対象監査等委員に対し、上記の目的を踏まえて、譲渡制限付株式の付与のための報酬に代えて、当社の株価等に連動した金額の金銭報酬を支給することとしております。また、本日2026年6月26日開催の当社第99回定時株主総会において、本制度Ⅱに基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権及び株価等に連動した金銭報酬の総額は、年額20百万円以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要につきましては、以下のとおりです。

対象取締役等及び対象監査等委員(以下、併せて「割当対象者」)は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度Ⅰに基づき当社の監査等委員でない取締役に対して支給する金銭報酬債権及び株価等に連動した金銭報酬の総額は、年額250百万円以内(うち社外取締役には年額40百万円以内)とし、本制度Ⅰにより当社の監査等委員でない取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年200,000株以内といたします。また、本制度Ⅱに基づき当社の監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権及び株価等に連動した金銭報酬の総額は、年額20百万円以内とし、本制度Ⅱにより当社の監査等委員である取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内といたします。1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)等、当社の普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で下記「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載した譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、一定期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはならないこと、②譲渡制限期間は、本制度の導入目的である企業価値向上のためのインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、割当対象者が当社の普通株式について本割当契約により割当てを受けた日から3年間とすること、③一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回、当社は、本日の取締役会決議及び監査等委員である取締役の協議により、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、割当対象者に対し、本制度に基づき金銭報酬債権を支給することを決定し、その合計額は56,771,000円となります。また、当社は割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付する方法により、割当対象者に対して当社の普通株式合計14,300株を割り当てることを決定いたしました。

なお、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が当社との間で本割当契約を締結することを条件として、支給いたします。

本制度に基づいて対象取締役等に支給される当社に対する金銭報酬債権の内容は以下の表のとおりであります。

	支給人員	割当株式数	払込金額
当社取締役（監査等委員である取締役を除く）	6名	8,200株	32,554,000円
（うち社外取締役）	4名	2,800株	11,116,000円
当社監査等委員である取締役	2名	1,400株	5,558,000円
（うち社外取締役）	2名	1,400株	5,558,000円
取締役を兼務しない執行役員	11名	4,700株	18,659,000円

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2026年7月24日から3年間といたします。

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、本割当株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員及び子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、本譲渡制限期間中に正当な理由又は死亡により当社又は当社の子会社の取締役の地位のいずれからも退任した場合には、払込期日から当該退任等までの期間を譲渡制限期間とみなし、当該退任後であり払込期日の属する事業年度経過後三月を超えた日以降であって、当社の取締役会が合理的であると決定した時点をもって譲渡制限を解除します。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、これを当然に無償で取得します。

また、割当対象者が本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合等においても、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得します。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、野村證券株式会社に設けられた対象取締役等名義の譲渡制限付株式専用の口座において、本譲渡制限期間中、他の対象取締役等名義の株式と分別管理されます。

#### (5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除いたします。

この場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議

日の前営業日（2026年6月25日）における東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,970円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）

非居住者である割当対象者（監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役1名及び執行役員6名）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬に代えて、譲渡制限付株式と同じ経済的価値である当社株価等に連動した金銭報酬を支給いたします。なお、当該金銭報酬は、割当対象者が当社との間で株価連動金銭報酬の支給に関する契約を締結することを条件として支給いたします。

#### 株価連動金銭報酬の支給に関する契約の概要

(1) 当社は割当対象者が、上記譲渡制限付株式を付与する場合において当社の普通株式が交付された日（以下「権利確定期間開始日」といいます。）から3年間（以下「権利確定期間」といいます。）、継続して当社の取締役又は執行役員及び子会社の取締役の地位にあったことを条件として、当該期間の満了後に当社の株価等に連動する金額の金銭報酬を支給いたします。金銭報酬の金額については、譲渡制限付株式を付与される他対象取締役等と同じように本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、付与したと仮定する株式数（以下「本単位数」といいます。）を定め、本単位数に権利確定期間最終日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額といたします。

ただし、割当対象者が、当社の取締役会が正当と認める理由により、当該期間が満了する前に上記に定める地位を退任又は退職した場合には、権利確定期間開始日から当該退任等までの期間を権利確定期間とみなし、当該退任した日後、権利確定期間開始日の属する事業年度経過後三月を超えた日であって、当社の取締役会が別途合理的に指定する日をもって金銭報酬を支給いたします。

(2) 割当対象者が当該期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、金銭報酬の支給を行いません。

以 上